



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 薬学共用試験への期待

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課 医薬情報室  
紀平 哲也

2016年9月22日 薬学共用試験センター 設立10周年記念講演会

1

## 祝！ 10周年



# 薬事法の改正

## 平成18年改正

- 平成19年施行 ● 指定薬物規制の導入
- 平成21年施行 ● 一般用医薬品の販売制度の見直し

## 平成25年改正

- 平成26年 4月施行 ● 医薬品の販売規制の見直し
- 平成26年 6月施行 ● 指定薬物の所持・使用等の禁止

## 平成25年改正

- 平成26年11月施行 ● 医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化
- 医療機器の特性を踏まえた規制の構築
- 再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築

## 平成26年改正

- 平成26年11月施行 ● 危険ドラッグ対策の強化

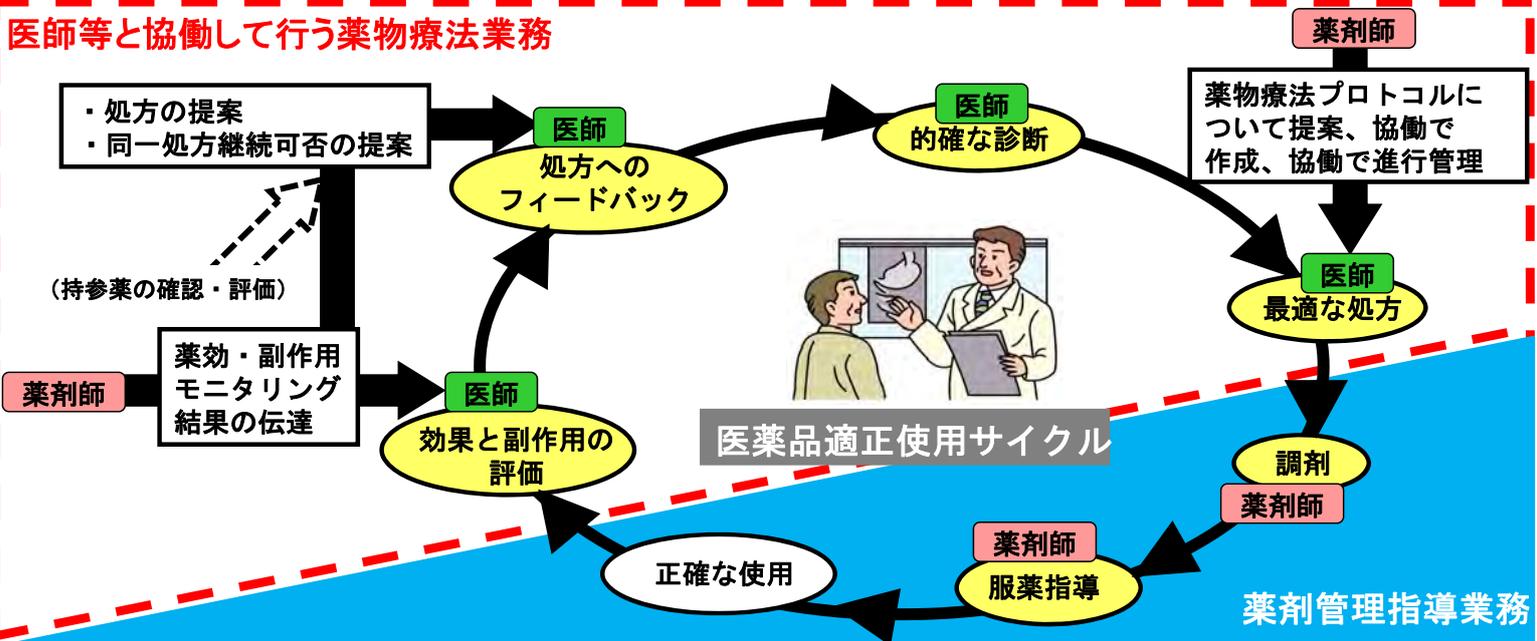
3

# 薬物療法における医師と薬剤師の協働（イメージ）

安心と希望の医療確保ビジョン（抜粋）（平成20年6月厚生労働省）

医療機関に勤務する薬剤師がチーム医療の担い手として活動するために、病棟等での薬剤管理や、医師・看護師と患者・家族の間に立ち服薬指導を行うなどの業務の普及に努める。また、医薬品の安全性確保や質の高い薬物療法への参画を通じ医師等の負担軽減に貢献する観点から、チーム医療における協働を進めるとともに、資質向上策の充実も図る。

## 医師等と協働して行う薬物療法業務



4

# チーム医療の推進に関する検討会

チーム医療を推進するため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される検討会を開催し、日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携のあり方等について検討を行う。

## 「チーム医療の推進について」(報告書)

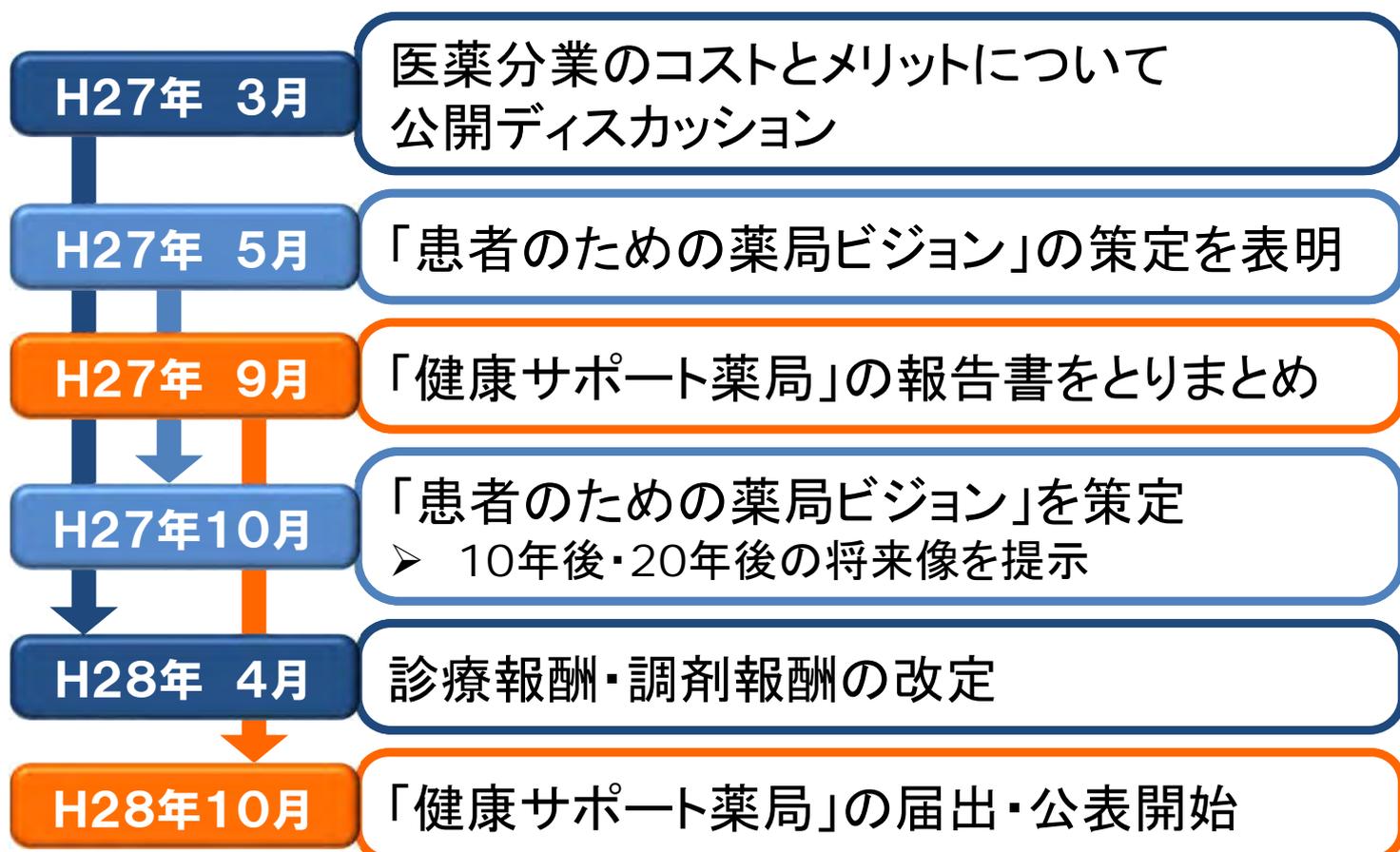
(平成22年3月19日とりまとめ)

はじめに

1. 基本的な考え方
2. 看護師の役割の拡大
3. 看護師以外の医療スタッフ等の役割の拡大
4. 医療スタッフ間の連携の推進

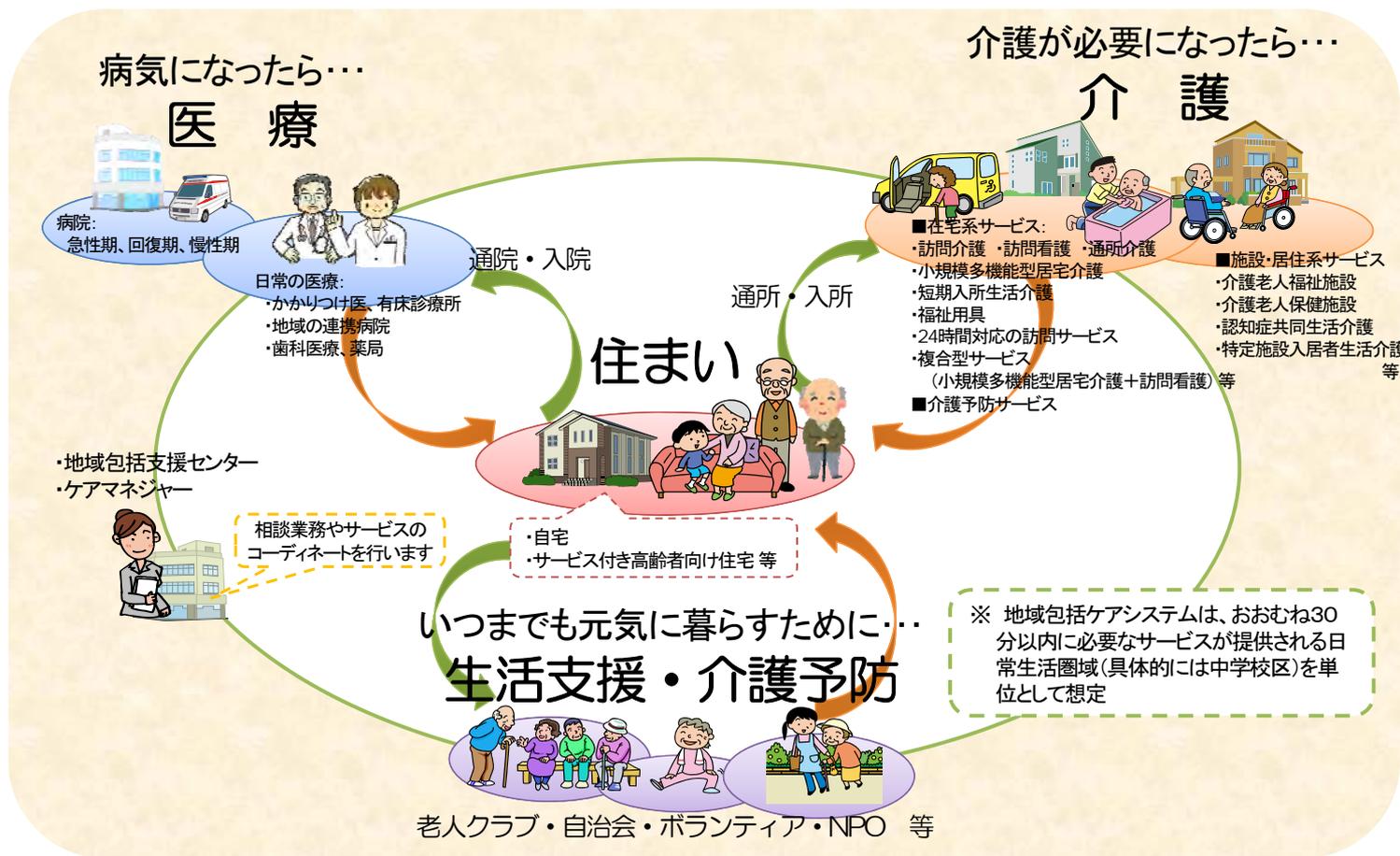
5

## 医薬分業に関する議論の経緯



6

# 地域包括ケアシステムの姿



## 「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

### 健康サポート薬局

#### 健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防や健康サポートに貢献**
- ・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- ・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

#### 高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
- ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

### かかりつけ薬剤師・薬局

#### 服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ **副作用や効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬や相互作用の防止**
- ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
- ・患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
- ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

#### 24時間対応・在宅対応

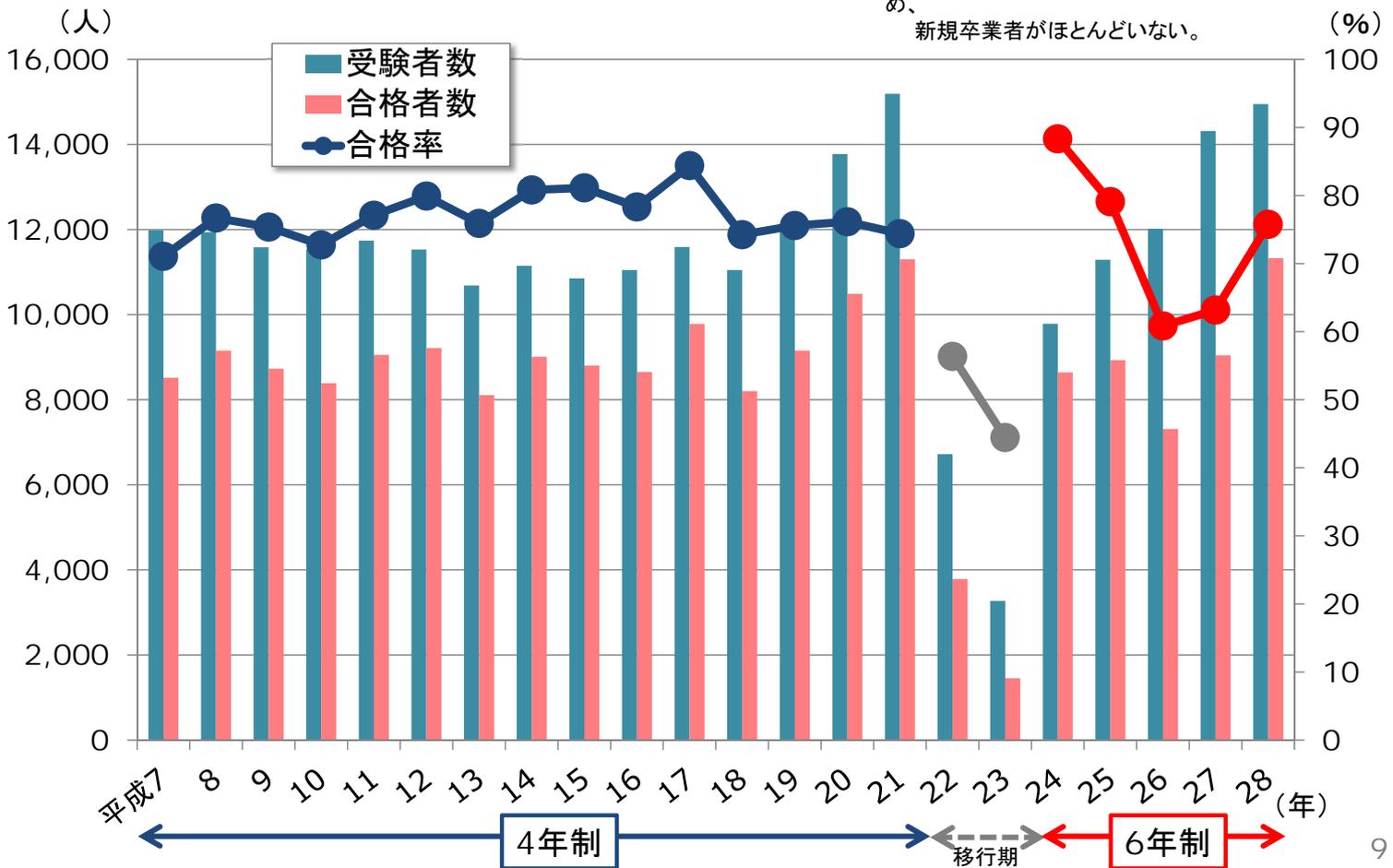
- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
- ・**24時間**の対応
- ・**在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

#### 医療機関等との連携

- ☆ 疑義照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

# 薬剤師国家試験の受験者数、合格者数、合格率推移

※ 平成22、23年は4年制→6年制の移行期間のため、新規卒業者がほとんどいない。



## 薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針の見直しに関する 中間とりまとめ

平成27年9月30日  
医道審議会薬剤師分科会  
薬剤師国家試験制度改善検討部会

### <現状>

- 6年制課程に対応した薬剤師国家試験において、合格率が大きく変動している。  
(H24年：88.31%、H25年：79.10%、H26年：60.84%、H27年：63.17%)

### <要因>

- 6年制課程に対応した薬剤師国家試験の実施回数が少ない。
- 受験者の学修レベルと問題の難易が合致していない。

### <課題>

- 現行の合格基準（絶対基準）では、受験者の学修レベルや問題の難易に関する少しの振幅で合格者数が大きく変動してしまう。
- 特定の科目で基準を満たさないことのみをもって、薬剤師として基本的な資質がないとは言い切れない。



### <合格基準の見直しに係る基本的な考え方>

- ① 少なくとも、良質の過去問が多数蓄積され、また出題問題のレベルと受験者の学修レベルが合致し、安定した状況になるまでの間、これまでの得点率による絶対基準に基づく合格基準ではなく、相対基準も取り入れた新たな合格基準とする必要がある
- ② 各科目の必要最低点数については見直しが必要である

## 合格基準の見直しにあたっての留意事項

- 薬剤師として具有するべき知識・技能等を有している者を適切に評価することを、今後も堅持するべき。
- これから薬剤師となる者として基本的な資質があるかどうかを確認する出題となるよう、なお一層の工夫をするべき。
- 各薬科大学・薬学部において生涯学習や自己研鑽の重要性について十分に教育するとともに、薬剤師の生涯学習の機会が確保されるよう、国、各職能団体及び各薬科大学・薬学部等が、積極的に取り組むことが重要。
- **各薬科大学・薬学部においては、6年間の薬学教育により、学生が薬剤師として求められる基本的な資質を修得できるよう、教育内容の充実に引き続き取り組むことを要望する。**

11

## 薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針（抜粋）

- 本部会において、「物理・化学・生物」については、実務実習前の薬学共用試験CBTで基礎力を担保し、薬剤師国家試験においては、一般問題でのみ出題すればよいのではないかと、この意見もあり、この点について議論した。
- しかしながら、本部会としては、薬剤師資格を持たない薬学生が実務実習を行うための一定レベルの知識を確認する薬学共用試験CBTと、薬剤師として具備しなければならない基本的な知識、技能及び態度を評価する薬剤師国家試験とでは、試験としての性質が異なること、また、薬学共用試験CBTでは出題された問題を公表しないこととしていること等から、薬剤師国家試験で評価すべき基本的な資質を薬学共用試験CBTで代用することについては、今後の検討課題とする。

# 多方面で活躍する薬剤師

薬剤師 288,151人

薬局	161,198人	55.9%
病院・診療所	54,879人	19.0%
医薬品の製造販売業・製造業	30,762人	10.7%
医薬品販売業	12,846人	4.5%
衛生行政機関・保健衛生施設	6,576人	2.3%
大学従事者	5,103人	1.8%
その他	16,766人	5.8%

平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査より<sup>13</sup>

## 薬学教育と薬剤師

「日本の薬学教育－医療の質を高める薬剤師を」という本がある。著者は林一、共立薬科大学(現慶応大学薬学部)において、物理学を教えていた教員だ。

曰く、

「薬剤師の仕事はおろか、薬の研究すらしたこともない教員が、薬の学を教えている」

「アリバイ的に抗腫瘍活性とか抗菌作用とかいう言葉をちりばめているが、よく読むと、薬とは何の関係もない論文が量産されている」

「薬学部とは、いわば、空気力学を教えて、操縦法を教えないパイロット養成所である。教官は飛行機に乗ったこともない」

(以下略)

アゴラ 合論プラットフォーム 2009年11月23日  
<http://agora-web.jp/archives/807191.html>  
井上晃宏(医師)

# 薬学部6年卒業時に必要とされている資質

## ● 薬剤師としての心構え

- 医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識をもち、人の命と健康な生活を守る使命感、責任感および倫理感を有する。

## ● 患者・生活者本位の視点

- 患者の人権を尊重し、患者及びその家族の秘密を守り、常に患者・生活者の立場に立って、これらの人々の安全と利益を最優先する。

## ● コミュニケーション能力

- 患者・生活者、他職種から情報を適切に収集し、これらの人々に有益な情報を提供するためのコミュニケーション能力を有する。

## ● チーム医療への参画

- 医療機関や地域における医療チームに積極的に参画し、相互の尊重のもとに薬剤師に求められる行動を適切にとる。

## ● 基礎的な科学力

- 生体および環境に対する医薬品・化学物質等の影響を理解するために必要な科学に関する基本的知識・技能・態度を有する。

## ● 薬物療法における実践的能力

- 薬物療法を総合的に評価し、安全で有効な医薬品の使用を推進するために、医薬品を供給し、調剤、服薬指導、処方設計の提案等の薬学的管理を実践する能力を有する。

## ● 地域の保健・医療における実践的能力

- 地域の保健、医療、福祉、介護および行政等に参画・連携して、地域における人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を有する。

## ● 研究能力

- 薬学・医療の進歩と改善に資するために、研究を遂行する意欲と問題発見・解決能力を有する。

## ● 自己研鑽

- 薬学・医療の進歩に対応するために、医療と医薬品を巡る社会的動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有する。

## ● 教育能力

- 次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。

15

## 薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年12月改訂、27年度から実施)

- 6年制薬学部のカリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインであり、学生が卒業までに身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示
- 「薬剤師として求められる基本的な資質」を設定し、それを身につけるための一般目標、到達目標を設定する学習成果基盤型教育(outcome-based education)に力点
- 教育課程の時間数の7割はモデル・コアカリキュラムに示された内容を、3割は大学独自のカリキュラム等を履修

### 薬学教育モデル・コアカリキュラム

#### A 基本事項

- (1) 薬剤師の使命、(2) 薬剤師に求められる倫理観、(3) 信頼関係の構築、(4) 多職種連携協働とチーム医療、(5) 自己研鑽と次世代を担う人材の育成

#### B 薬学と社会

- (1) 人と社会に関わる薬剤師
- (2) 薬剤師と医薬品等に係る法規範
- (3) 社会保障制度と医療経済
- (4) 地域における薬局と薬剤師

#### C 薬学基礎

- C1 物質の物理的性質
- C2 化学物質の分析
- C3 化学物質の性質と反応
- C4 生体分子・医薬品の化学による理解
- C5 自然が生み出す薬物
- C6 生命現象の基礎
- C7 人体の成り立ちと生体機能の調節
- C8 生体防御と微生物

#### D 衛生薬学

- D1 健康
- D2 環境

#### E 医療薬学

- E1 薬の作用と体の変化
- E2 薬理・病態・薬物治療
- E3 薬物治療に役立つ情報
- E4 薬の生体内運命
- E5 製剤化のサイエンス

#### F 薬学臨床

- 早期臨床体験  
(2年次修了まで)  
実務実習履修前  
の学修

#### G 薬学研究

- (1) 薬学における研究の位置づけ、(2) 研究に必要な法規範と倫理、(3) 研究の実践

卒業まで継続して学修

実務実習と体系的に関連づけて学修

実務実習  
病院及び薬局  
(20単位・22週)

薬学臨床の基礎  
処方せんに基づく調剤  
薬物療法の実践  
チーム医療への参画  
地域の保健・医療・  
福祉への参画

(C B T (知識)・O S C E (技能))  
実務実習開始前の「共用試験」

実務実習と体系的に関連づけて学修

薬学準備教育ガイドライン(例示)

人と文化

人の行動と心理

薬学の基礎としての英語、物理、化学、生物、数学・統計学

情報リテラシー

プレゼンテーション

薬剤師国家試験

大学独自のカリキュラム (薬学アドバンス教育ガイドライン(例示)も参考)

16

## 薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて(最終提言)

平成22年4月28日

薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会

### 第4 薬害再発防止のための医薬品行政等の見直し

#### (1) 基本的な考え方

#### ③ 薬害教育・医薬品評価教育

- 大学の医学部・薬学部・看護学部教育において、薬害問題や医薬品評価に関して学ぶカリキュラムがないか少ないため、関係省と連携してカリキュラムを増やすなど、医療に従事することになる者の医薬品に対する認識を高める教育を行う必要がある。

#### ⑤ 専門家の育成と薬剤疫学研究等の促進

- 医薬品評価等の専門家を育成し、関連する研究を促進するための大学の講座や専門大学院が増設されるべきであり、厚生労働省は文部科学省とともに協力して、関係各教育機関の理解と協力を得るよう努めるべきである。
- とりわけ医薬品の安全性、有効性の検証等を行う薬剤疫学研究に関する講座を増やし、研究と人材育成の基盤を醸成することは焦眉の課題である。

17

## 薬剤師国家試験の受験資格

### 薬剤師法

#### (受験資格)

第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 **学校教育法** (昭和二十二年法律第二十六号) **に基づく大学において、薬学の正規の課程** (同法第八十七条第二項に規定するものに限る。) **を修めて卒業した者**
- 二 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの